

写

16農振第2295号

平成17年4月1日

(改正平成20年10月1日20農振第1193号)

各都道府県知事 殿

農林水産省農村振興局長

系統等民間資金を原資とする中山間地域活性化資金の円滑な融通  
のためのガイドラインの制定について

今般、「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2004」（平成16年6月4日閣議決定）及び「三位一体の改革について」（平成16年11月26日政府・与党合意）に基づき、平成17年度からは、農業近代化資金利子補給等補助金による国の助成を廃止し、地方へ税源移譲することとされた。

今後は、都道府県における系統等民間資金を原資とする中山間地域活性化資金制度が適正かつ円滑に実施され、農林漁業者等の資金需要に的確に応えるものとする観点から、「系統等民間資金を原資とする中山間地域活性化資金の円滑な融通のためのガイドライン」を別紙のとおりとりまとめたので、制度の運営の参考にするとともに、貴管下の融資機関に対して適切な御指導をお願いする。

また、「系統等民間資金を原資とする中山間地域活性化資金の運用について」（平成2年6月7日付け2農経A第636号経済局長通知）及び「中山間地域活性化資金の利子補給等承認状況等の報告について」（平成2年6月7日付け2農経A第640号経済局長通知）は、廃止するので、御了知願いたい。

## 系統等民間資金を原資とする中山間地域活性化資金の円滑な融通のためのガイドライン

### 第1 趣旨

本ガイドラインは、都道府県が利子補給措置を講じる系統等民間資金を原資とする中山間地域活性化資金（以下「中山間地域活性化資金」という。）について、都道府県の自主的な判断の下での中山間地域活性化資金制度の適正かつ円滑な運営に資するため、国が貸付条件等制度の運営に関する基準を明らかにするものである。

都道府県は、このガイドラインを生かした運営を行うことを通じて、地域の自主性と創意工夫を活かしつつ、中山間地域内において生産される農林畜水産物（以下「中山間地域農林畜水産物」という。）の加工の増進及び流通の合理化、中山間地域に存在する農地、森林その他の農林漁業資源の総合的な利用の促進並びに中山間地域における農林漁業の担い手の生活環境の整備を図り、また、国としては、都道府県が行う利子補給に対し、財団法人農林水産長期金融協会（以下「長期金融協会」という。）を通じて助成する措置を講じることをもって、中山間地域の活性化を目指すものである。

### 第2 定義

- 1 本ガイドラインにおいて「中山間地域」とは、株式会社日本政策金融公庫法（平成19年法律第57号）別表第1の第11号に基づき、農林水産大臣及び財務大臣の指定する地域をいう。
- 2 本ガイドラインにおいて「中山間地域活性化資金」とは、中山間地域の活性化を図るため、第3に基づき融通される資金をいい、その資金の種類及び使途は、次のとおりとする。

#### (1) 加工流通施設整備資金

中山間地域農林畜水産物を原料若しくは材料として使用する製造若しくは加工の事業又は中山間地域農林畜水産物若しくはその加工品の販売の事業であって、製造、加工若しくは販売のための施設の高度化又は中山間地域農林畜水産物若しくはその加工品の品質の維持改善（以下「施設の高度化等」という。）に必要な施設の整備が行われることにより、中山間地域農林畜水産物の加工の増進又は流通の合理化が図られ、中山間地域の農林漁業の振興に資するものについて、施設の高度化等に必要な施設の整備に必要な長期かつ低利の資金

#### (2) 保健機能増進施設整備資金

中山間地域内において、農地、森林その他の農林漁業資源を公衆の保健の用に供するための施設であって、農林漁業の振興に資するものの整備に必要な長期かつ低利の資金

#### (3) 生活環境施設整備資金

中山間地域における生活環境の改善に必要な施設であって、農林漁業者の安住化に資するものの整備に必要な長期かつ低利の資金

### 第3 中山間地域活性化資金の貸付条件について

地勢等の地理的条件が悪く、農業の生産条件が不利な中山間地域において、地域の特性に応じた農林漁業の健全な発展や地域の活性化が着実に行われることを目指して、中山間地域活性化資金の貸付条件は以下を基準とする。

#### 1 貸付対象者

##### (1) 加工流通施設整備資金

中山間地域農林畜水産物を原料若しくは材料として使用する製造若しくは加工の事業又は中山間地域農林

畜水産物若しくはその加工品の販売の事業を営む者

(2) 保健機能増進施設整備資金

中山間地域内において、農地、森林その他の農林漁業資源を公衆の保健の用に供するための施設を設置する者

(3) 生活環境施設整備資金

農林漁業者、その組織する団体又はこれらの者若しくは地方公共団体が主たる構成員若しくは出資者となっているか又は基本財産の額の過半を拠出している団体（以下「第3セクター」という。）であって、中山間地域における生活環境の改善に必要な施設を設置するもの

2 融資機関

中山間地域活性化資金の融資機関（以下「融資機関」という。）は、次に掲げるものである。

- (1) 農業協同組合法（昭和22年法律第132号）第10条第1項第2号の事業を行う農業協同組合
- (2) 農業協同組合法第10条第1項第2号及び第3号の事業を併せて行う農業協同組合連合会
- (3) 水産業協同組合法（昭和23年法律第242号）第11条第1項第3号の事業を行う漁業協同組合
- (4) 水産業協同組合法第87条第1項第3号及び第4号の事業を併せて行う漁業協同組合連合会
- (5) 水産業協同組合法第93条第1項第1号の事業を行う水産加工業協同組合
- (6) 農林中央金庫
- (7) 銀行、信用金庫及び信用組合

3 貸付対象施設

- (1) 第2の2の(2)の「農地、森林その他の農林漁業資源を公衆の保健の用に供するための施設」とは、観光農園施設、観光牧場施設、森林レクリエーション施設、観光漁業施設、海浜等環境活用施設、遊漁船等利用施設、昆虫等養繁殖施設、自然景観保全施設、農林水産物直売施設、特産民芸品加工施設、屋内外調理施設、民宿施設、農林漁業資料展示施設、自然生態観察施設、総合案内所、駐車場、便所、更衣施設、休養施設、管理施設、ごみ焼却施設及びこれらに準ずる施設をいう。
- (2) 第2の2の(3)の「生活環境改善に必要な施設」とは、農山漁村情報処理・通信施設、農山漁村給排水施設、研修施設、集会施設、託児施設、診療施設、ガス供給施設、休養施設、廃棄物処理施設、融雪・除雪施設、農林漁業者健康増進施設、生活安全保護施設、集落道、地域交流施設、老人福祉施設、有料老人ホーム及びこれらに準ずる施設をいう。

4 貸付条件

(1) 貸付金の限度

融資率 80%

(2) 償還期限

資金の種類	償還期限（うち据置期間）
加工流通施設整備資金	15年以内（3年以内）
保健機能増進施設整備資金	15年以内（3年以内）
生活環境施設整備資金	25年以内（8年以内）

(3) 貸付利率

中山間地域活性化資金の貸付利率は、別途、都道府県に対し連絡するので、その設定に当たって参考にされたい。

#### 第4 中山間地域活性化資金の借入手続について

中山間地域活性化資金の借入申込手続については、以下に定めるところに従い、迅速かつ的確に融通されるよう行う。

なお、参考として、借入申込書、事業計画書及び利子補給承認申請書について別紙1から別紙5まで例示する。

- 1 借入希望者は、借入申込書に事業計画書を添付して融資機関に提出する。
- 2 融資機関は、保健機能増進施設整備資金（農業資源に係るもの）及び生活環境施設整備資金の貸付けに当たっては、市町村長及び必要に応じ、農業協同組合、漁業協同組合等関係農林漁業団体の意見を求めた上、利子補給承認申請書を作成し、これに借入申込書（写し）及び事業計画書（写し）を添付し、都道府県に提出する。

また、加工流通施設整備資金及び保健機能増進施設整備資金（林漁業資源に係るもの）の貸付けに当たっては、必要に応じ、農業協同組合、漁業協同組合等関係農林漁業団体の意見を求めた上、利子補給承認申請書を作成し、これに借入申込書（写し）及び事業計画書（写し）を添付し、都道府県に提出する。

- 3 都道府県は、内容を審査の上、利子補給の諾否の決定を行い、融資機関にその旨を通知する。
- 4 融資機関は、この決定に基づき、貸付けの決定を行い、貸付けを実行したときは、その旨を都道府県に通知する。

#### 第5 利子補給の措置等について

##### 1 利子補給契約の締結

融資機関との利子補給契約の締結に当たっては、以下に留意されたい。

なお、参考として、利子補給規程及び利子補給契約書について別紙6及び別紙7に例示する。

- (1) 中山間地域活性化資金に係る利子補給事業を行おうとする場合には、あらかじめ利子補給規定を定めること。
- (2) 都道府県が当該規定に基づき融資機関との契約を締結するときには、都道府県及び融資機関の立場を相互に尊重し、かつ、各々の実情に応じた内容の契約を締結すること。

##### 2 利子補給率

- (1) 中山間地域活性化資金を貸し付けた融資機関に対して行う利子補給の率は、金融市場における金利動向に応じて想定される融資機関の農業向け一般貸出金利（以下「基準金利」という。）と第3の4の(3)の貸付利率との差であり、中山間地域活性化資金が農林漁業者等に円滑に融通されるように、(2)により国が連絡する基準金利を参考として適正な水準を設定する必要がある。
- (2) 基準金利については、別途連絡することとしている貸付利率の見直しの際に、あわせて見直すこととし、都道府県に対して連絡する。

#### 第6 利子補給の諾否決定の基準等

- 1 都道府県は、利子補給の決定を行う場合には、次の事項を十分勘案されたい。

##### (1) 加工流通施設整備資金

資金の貸付けに係る事業計画が次のア、イ及びウに該当するものであること。

ア 借入申込者が中山間地域の農林漁業者と1年以上の安定的な取引契約、業務提携契約等を締結していること。

イ 借入申込者が次のいずれかに該当していること。なお、下記基準に該当しない場合であっても、施設の高度化等を行うことにより、中山間地域農林畜水産物の契約生産面積、契約農林漁業者数又は契約農林漁業者の販売収入等の増加が相当程度見込まれ、中山間地域の農林漁業の振興に特に資するものと認められるときは、下記に準じて扱うことができる。

(7) 借入申込者が中山間地域農林畜水産物又はその加工品を従前から取り扱っている場合は、施設の高度化等を行うことにより、当該中山間地域農林畜水産物又はその加工品の使用量又は販売量が事業実施後5年以内に概ね20%以上増加することが確実に見込まれること。

(4) 借入申込者が中山間地域農林畜水産物又はその加工品を新規に取り扱う場合は、3以上の農林漁業者との1年以上の安定的な取引契約、業務提携契約等により、当該中山間地域農林畜水産物又はその加工品の使用量又は販売量が最初の使用又は販売後5年以内に概ね20%以上増加することが確実に認められること。

ウ 当該事業計画が中山間地域の農林漁業の現状、今後の見通し等からみて、中山間地域の農林漁業の振興に資するものであり、国、都道府県の生産対策等と調和のとれたものであること。

#### (2) 保健機能増進施設整備資金

資金の貸付けに係る事業計画が次のア及びイに該当するものであること。

ア 借入申込者が、自ら農林漁業者、その組織する団体若しくは第3セクターであるか又はこれらの者と農林漁業資源の利用契約等を締結している者であることにより、中山間地域の農林漁業資源の総合的利用が図られると見込まれること。

イ 当該事業計画が、当該中山間地域の農林漁業資源の利用計画等と調和のとれたものであること。

#### (3) 生活環境施設整備資金

資金の貸付けに係る事業計画が次のア及びイに該当するものであること。

ア 当該事業計画が、当該中山間地域の農林漁業資源の利用計画等と調和のとれたものであること。

イ 借入申込者が、第3セクターの場合には、当該第3セクターの償還計画。償還財源及び生活環境施設の管理、運営方法が妥当なものと見込まれること。

特に、当該貸付対象となる生活環境施設は、最終的に地方公共団体に移管することを想定するものではないこと。

2 市町村長及び必要に応じ農業協同組合、漁業協同組合等関係農林漁業団体が意見書を提出する場合は、1の事項につき行う。

### 第7 モニタリングの実施について

1 農林水産省は、中山間地域活性化資金に係る利子補給事業の実施状況、予算措置状況等を把握するため、都道府県に対して定期的に報告を求めるものとする。

2 農林水産省は、1の報告結果を基にして、必要に応じて、都道府県の中山間地域活性化資金制度の運営についての意見交換、また、農林漁業者等の資金需要に応じた的確な事業の実施のための要請を行うものとする。

3 モニタリングの具体的な実施方法については、別途、通知するものとする。

## 中山間地域活性化資金借入申込書例

中山間地域活性化資金借入申込書			
〇 〇 御中		平成 年 月 日	
住所			
氏名		印	
下記の通り中山間地域活性化資金を借りたいので、申し込みます。			
借入申込金額		最終償還期限	平成 年 月 日
借入金の使途		元金の償還 方法・時期	
借り受けよう とする時期	平成 年 月 日	利息の支払 方法・時期	
保証又は担保			
償還計画			
特記事項			

(注) 財務諸表その他経営内容が把握できる資料を添付する。

事業計画書 (加工流通)

年 月 日

	住 所		印		電話番号		
	氏名又は名称 (法人にあつては代表者)				設立年月日		
(1) 申請者の現況	資本金	千円	常時使用する従業員数	人	営業内容	年商	百万円
	既存設備の状況	施設の名称	所在地	事業内容等	能力等	備考	
	農林漁業を併せ行う場合その内容	経営作目・内容	経営規模	売上高 (又は所得) に占める当該農林漁業の割合			
(2) 事業内容	事業種類	1. 施設の高度化      2. 品質の維持改善					
	目的						
	概要	(施設の高度化の内容、品質の維持改善の方法等)					
(3) 事業・資金計画	融資対象施設設置予定地				事業実施期間	年 月～ 年 月	
	区分	構造・能力・規模等	事業費		区分	金額	備考
			全体	うち当年度	全体	うち等年度	
	土地 建物 機械装置 その他 計				資金計画	中山間地域活性化資金	
						その他の借入金	
						自己資金	
その他							
				計			
(4) 中山間地域からの原料調達状況等	安定的な取引を行う中山間地域 (市町村) 名						
	上記中山間地域から調達する原料農林畜水産物等名 ( ) ( )						
	上記原料調達計画	原料名	調達先	実績 [ 年度]	計画 [5年目]	伸び率	購入契約等の内容
		地域内		t	t	%	(調達先名・期間等)
			小計				
			全体				
地域内		t	t	%	(調達先名・期間等)		
	小計						
	全体						
その他の参考事項							

## 記載要領

- 1 販売施設の場合、「原料」は「取扱品目」と読み替えるものとする。
- 2 「原料農林畜水産物等」の「等」は、農林畜水産物の加工品をいう。
- 3 生産者との契約書（原料購入契約書、基本取引契約書、栽培契約書等）の写しを添付する。
- 4 (4)の「上記中山間地域から調達する原料農林畜水産物等名」は、主要な製品の主要な原料農林畜水産物名を記入する。
- 5 中山間地域の農林畜水産物又はその加工品を新規に取り扱う業者は、(4)の「上記原料調達計画」欄の「実績〔年度〕」を「初年度〔年度〕」に修正して記入する。
- 6 「その他参考事項」欄には、中山間地域の農林漁業者の農閑期の雇用計画と実績等につき、適宜記載する。

事業計画書（保険機能増進）

年 月 日

	住 所 氏名・名称 (代表者)	電話番号						
		生年月日又は 設立年月日						
(1) 申 請 者 の 現 況	資本金	千円	常時使用する従業員数	人	営業内容	売上高	百万円	
	既 存 設 備 の 状 況	施設の名称	所在地	営 業 内 容 等		備 考		
	農林漁業を併 せ行う場合そ の内容	経営作目・内容	経営規模	売 上 高		備 考		
(2) 事 業 地 内 容	所在地							
	地域区分	1. 総合保養地域整備法（昭和62年法律第71号）第4条第2項第3号の重点整備地区 2. 港湾法（昭和25年法律第218号）第2条第3項の港湾区域等（注） 3. 都市計画法（昭和43年法律第100号）第7条第1項の市街化区域 4. 3以外の都市計画区域 5. 上記以外の地域						
	事業の目的及び計画概要	（農林漁業資源の活用の内容等）						
(3) 事 業 ・ 資 金 計 画	区 分	構造・能力 ・規模等	事 業 費		事業実施期間	年 月～ 年 月		
			全 体	うち当年度		区 分	金 額	
			全 体	うち等年度				
					資 金 計 画	中山間地域活性化資金		
						その他の借入金		
						自 己 資 金		
					そ の 他			
					計			
(4) 農林漁業資源の 利用形態	1. 所有権に基づく利用 2. 所有権以外の権利（ ）に基づく利用 3. 農林漁業者との契約に基づく利用（生産物採取契約等）							
(5) 中山間地域農林 畜水産物の利用 計画	利用する施設							
	使用・取扱農林畜水産物等							
	使用・取扱量							
	うち中山間地域内のもの							

(注) 等とは、港湾区域内の公有水面の埋立てに係る埋立地、港湾法第2条第4項の臨港地区及び港湾法第37条第1項の港湾隣接地域をいう。

## 記載要領

- 1 (2)の「区域区分」欄は、該当するものに○を付する。
- 2 (4)の「農林漁業資源の利用形態」欄は、
  - ア 該当するものに○を付する。
  - イ 「2. 所有権以外の権利に基づく利用」の場合は、( )内に賃借権、漁業権等と記入する。
  - ウ 「3. 農林漁業者との契約に基づく利用(生産物採取契約等)」の場合は、当該契約の写しを添付する。
- 3 (5)の「中山間地域農林畜水産物の利用計画」欄は、土産物店、食品供給施設等を設置する場合は記入する。  
「使用・取扱農林畜水産物等」欄は、農林畜水産物、農林畜水産物の加工品及びそれ以外のものについて主要なものを記入し、それぞれの下の欄に「使用・取扱量」を記入する。
- 4 農林漁業資源の利用状況がわかる計画一般図を添付する。

事業計画書（生活環境）

年 月 日

(1) 申請者の概要	住所 氏名・名称 (代表者)		電話番号		印		生年月日又は 設立年月日		
	個人の場合	経営作目 ・内容等		経営規模		年間生産額			
	法人・団体の場合	出資者・構成員(注)		出資者・構成員数		出資額		備考	
		計							
設立目的									
農林漁業を併せ行う場合その内容	経営作目・内容等		経営規模			年間生産額			
(2) 事業内容	(事業の目的及び計画概要・農林漁業生活環境改善への効果等)								
(3) 事業計画	施設設置予定地				事業実施期間	年 月～ 年 月			
	事業内容	区分	構造・能力 ・規模等	事業費		資金計画	区分	金額	備考
		土地建物		全体	当年度		中山間地域活性化資金 その他の借入金 自己資金 その他	千円	
		機械施設		千円	千円				
		その他							
計			計						
受益者数又は利用者数					受益地区・面積				
(4) 維持管理	維持管理の主体								
	維持管理の方法 管理規定の内容 費用の負担方法等								
(5) その他参考									

(注) 農林漁業者、その組織する法人（農協等）、地方公共団体、その他の者に区分して記入する。

<添付書類>申請者が法人・団体の場合、定款・規約等

中山間地域活性化資金利子補給承認申請書

〇〇県（都道府）知事 殿

〇〇県（都道府）受理 第 号 平成 年 月 日
-------------------------------

平成 年 月 日

申請者 住 所

氏 名

印

下記の中山間地域活性化資金について、利子補給を受けたいので申請します。

貸付の相手方	貸付 予定額	資金使途	貸付予定時期	貸付利率	利子補給率等	据置期間	償還期限	備考	〇〇県 （都道府） の決定
			平成 年 月 日 年 月 日	分 厘 . . . . . . . . . .	分 厘 . . . . . . . . . .				

(注) 中山間地域活性化資金の借入申込書（写し）、事業計画書(写し)及び市町村長等の意見書(写し)等を添付すること。

〇〇県（都道府）中山間地域活性化資金利子補給規程例

（利子補給）

第1条 県（都道府）は、「〇〇県（都道府）中山間地域活性化資金融通措置要綱」に規定する中山間地域活性化資金（以下「中山間資金」という。）を貸し付ける同要綱に掲げる融資機関（以下「融資機関」という。）に対し、この規程の定めるところにより当該中山間資金に係る利子補給金を交付する。

（利子補給の対象となる中山間資金の種類及び利子補給率）

第2条 前条の利子補給の対象となる中山間資金の種類及び利子補給率は、次のとおりとする。

(1) 加工流通施設整備資金及び保健機能増進施設整備資金の利子補給率

貸付対象者 資金の種類	A		B
	貸付金のうち2億7千万円までの部分	貸付金のうち2億7千万円を超える部分	
加工流通施設 整備資金	年                    %	年                    %	年                    %
保健機能増進 施設整備資金	年                    %	年                    %	年                    %

（注） Aとは、Bに掲げる会社以外の者をいう。

Bとは、資本金の額又は出資の総額が3億円（小売業又はサービス業を主たる事業とする場合は5千万円、卸売業を主たる事業とする場合は1億円）を超え、かつ、その常時使用する従業員の数が300人（小売業を主たる事業とする場合は50人、サービス業又は卸売業を主たる事業とする場合は100人）を超える会社をいう。

(2) 生活環境施設整備資金の利子補給率

年                    %

（貸付対象者が農業協同組合等（注）である場合には、年                    %）

（注） 農業協同組合等とは、農業協同組合その他の農林漁業者の組織する団体又は第3セクターをいう。

（利子補給契約書）

第3条 第1条の利子補給についての契約は、知事が当該融資機関との間に締結する利子補給契約書によって行うものとする。

(利子補給金の額)

第4条 第1条の規定により交付する利子補給金の額は、毎年1月1日から12月31日までの期間における中山間資金につき、第2条に規定する利子補給率ごとに算出した融資平均残高（計算期間中の毎日の最高残高（延滞額を除く。）の総和をその期間中の日数で除して得た金額とする。）に対し、それぞれ当該利子補給率の割合で計算した金額の合計額とする。

(利子補給金の支払)

第5条 県（都道府）は、融資機関から利子補給の請求があった場合において、知事が適当であると認めたときは、当該請求書を受理した日の属する月の翌月中にこれを支払うものとする。

(利子補給金の打ち切り等)

第6条 県（都道府）は、県（都道府）の利子補給に係る資金を借り受けた者がその借入金を目的以外の目的に使用したときは、融資機関に対する利子補給金を打ち切ることができるものとする。

2 県（都道府）は、融資機関の責に帰すべき事由により融資機関がこの規程又はこの規程に基づく契約の条項に違反したときは、融資機関に対する利子補給金を打ち切り、又は既に交付した利子補給金の全部若しくは一部の返還を命ずることができるものとする。

(報告の徴収等)

第7条 融資機関は、知事が当該融資機関の行った第1条の利子補給に係る中山間資金の融資に関し報告を求めた場合又はその職員をして当該融資に関する帳簿、書類等を調査させることを必要とした場合には、これに協力しなければならない。

附 則

この規程は、平成 年 月 日から施行する。

## 利子補給契約書例

〇〇県（都道府）（以下「甲」という。）と〇〇農業協同組合（以下「乙」という。）とは、乙が貸し付ける「〇〇県（都道府）中山間地域活性化資金融通措置要綱」に規定する中山間地域活性化資金（以下「中山間資金」という。）につき、甲が乙に対し利子補給金を交付するについて、次の条項を契約する。

第1条 甲は、乙の融資に係る中山間資金につき、〇〇県（都道府）中山間地域活性化資金利子補給規程（以下「利子補給規程」という。）の定めるところにより乙に対し利子補給金を交付する。

第2条 乙の貸付けに関し、甲の行う利子補給は、乙の利子補給承認申請書に基づき、甲が利子補給承諾書を交付することによって行うものとする。

第3条 乙は、前条の利子補給承諾書の交付を受けたときは、その日から〇月以内に貸付けを行わなければならない。ただし、甲の利子補給に係る資金を借り受けようとする者の事情により乙が特に必要と認めたときは、この限りではない。

第4条 乙の貸付けの弁済期限等の変更に基づく甲の利子補給の変更は、乙の利子補給変更承認申請書に基づき、甲が利子補給変更承諾書を交付することによって行うものとする。

第5条 乙は、第3条の規定による貸付けを行ったとき、又は前条の規定により甲の利子補給に係る貸付けの弁済期限等を変更したときは、遅滞なく、その旨を甲に対し報告するものとする。

第6条 甲が乙に対して交付する利子補給金の額は、利子補給規程第4条に規定する方式により算出した額とする。

第7条 乙は、甲に対し利子補給金を請求するときは、利子補給規定第4条に規定する1月1日から12月31日までの期間に係る利子補給金について、その翌年の1月中旬に、利子補給金請求書により行うものとする。

第8条 甲は、乙から前条の請求書を受領したときは、その日の属する月の翌月中にこれを支払うものとする。

2 甲が前項の支払を遅延したときは、支払期限の翌日から支払をする日までの期間の日数

に応じ、年〇パーセントの割合をもって計算した遅延損害金を乙に支払うものとする。

3 前項の規定に定める年当たりの割合は、閏年の日を含む期間についても、365日当たりの割合とする。

第9条 乙は、甲の利子補給に係る貸付債権の回収状況に関し、毎年1月1日から12月30日までの期間につき、第7条に規定する利子補給金請求書に添付して甲に対し報告するものとする。

第10条 乙は、常に甲の利子補給に係る貸付債権の保全に必要な注意を払わなければならない。

第11条 甲は、甲の利子補給に係る資金を借り受けた者がその借入金を目的以外の目的に使用したときは、乙に対する利子補給金を打ち切ることができる。

2 甲は、乙の責に帰すべき事由により乙が利子補給規程又はこの契約の条項に違反したときは、乙に対する利子補給金を打ち切り、又は既に交付した利子補給金の全部若しくは一部の返還を命ずることができる。

第12条 乙は、甲の利子補給に係る資金の融資に関し甲が報告を求めた場合又は甲の職員をして当該融資に関する帳簿、書類等を調査させることを必要とした場合には、これに協力しなければならない。

第13条 この契約の内容に変更を加えようとするときは、その都度甲乙両者の協議により定めるものとする。

第14条 この契約に疑義を生じたとき、又はこの契約に定めのない事項については、甲乙両者の協議により定めるものとする。

第15条 この契約書は、2通作成し、甲及び乙において各1通を保有するものとする。

平成 年 月 日

〇〇県（都道府）知事 氏 名 印

〇〇農業協同組合長理事 氏 名 印